

おりい～ぶ通信 Vol.02

弁護士法人畑法律事務所

法律相談のご案内

開業130周年の歴史から生まれた伝統と信頼

1894年（明治27）年に浦和の地に開業して以来、代々130年にわたって地道に法的サービスを提供してまいりました。確かな実績と地域や他土業との深いつながりを活かした安心感あるサービスの提供を心がけています。

相談は予約制になっております。お電話又は Web サイトの「お問合せ」フォーム（<https://hatalaw-since1894.jp/contact>）からご予約ください。Web サイトからのご予約の場合には、後日確認のご連絡をさしあげる場合がございます。

法律相談は30分5,500円(税込)です。

より効果的なご提案のために、事前にご事情を伺わせていただく場合がございます。また、相談日当日にお持ちいただきたい書類等がある場合には事前にお伝えさせていただく場合がございます。

【主な取扱業務】

- 遺産分割
- 遺留分
- 遺言書作成
- 遺言執行

相続

- 土地建物明渡
- 賃料回収
- 競売申立て
- 立ち退き

不動産

- 離婚
- 親権
- 養育費
- 成年後見、任意後見

家族

- 交通事故
- 債務整理
- 消費者問題
- 解雇、未払賃金請求

生活

- 事業承継（事業譲渡、後継ぎ問題）
- 契約書作成
- 労働問題
- 顧問契約

企業法務



弁護士法人畑法律事務所

〒330-0062

埼玉県さいたま市浦和区仲町1-11-13

弁護士 畑 仁

弁護士 齋藤伸一

電話番号: 048-822-2029

Web サイト: <https://hatalaw-since1894.jp/>



新年のぐい挨拶

初代畑為吉が、明治27年に当事務所を開設してから130年を迎えました。おそらく日本の法律事務所において最古の部類かと思われる。長きにわたり地域と共に歩んでこられたことは大変喜ばしいことであり、皆様には厚く感謝の念を申し上げます。

さて、130年というと非常に長く感じられますが、4代目を引き継ぐことになった当時の私にとって弁護士は「良い仕事」であるとは思っていませんでしたが、決して憧れが強かったわけでもありません。家業の影響で「なんとなく」法律の勉強を始めました。しかし、ひとたび法律を学び始めてみたらこれが大変おもしろく徐々にめり込んでいきました。法律学に没頭していたせいか、初めて受験した司法試験も落ちる気が全くしなかったのです。また、いわゆる「山張り」にも成功いたしました。運も引き寄せることができました。余談ですが、試験日の昼食時間に友人から「どこが出る？」と聞かれ、私の予想分野を30分ほど講義し、その彼も合格を果たしました。

その後、彼からのお礼はなく因果関係は不明なのですが。

このように好きなことを続けていたら、結果的に弁護士業を継ぐことになり今日まで長く続けてこられたという表現が適切かもしれません。

その間、浦和の街並みも大きく変わりました。浦和は、デパートなどの商業エリア、文教エリア、官庁エリアに閑静な住宅

街が調和的に入り混じる稀有な街です。このような街は他にないのではないかと思えます。私は、田園調布と上野・御徒町が合わさったようなこの街に魅力と愛着を感じております。

当たり前になりつつありますが、法治国家は平和の礎でありま。法治国家であり続けければ平和は容易く

崩れないとも思います。当事務所も一担い手として、街や暮らしの平和に貢献できる存在でありたいものです。

皆様のご健康とご多幸をお祈りし、謹んで新年のお慶びを申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いたします。

弁護士 畑 仁



～ 事務所百景 -hyakkei- ～
「ブルージュにて」 作・畑 仁

全国初「カスハラ」防止条例（東京都）について

東京都においては、昨年（令和6年）10月4日、顧客による著しい迷惑行為の防止を目的とした「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」が制定されました。今年（令和7年）4月1日に施行される予定です。カスハラを禁止する条例の制定は、全都道府県で初めてのことだそうです。

東京都のカスハラ条例においてはカスハラが定義されています。これによれば、「顧客等から就業者に対する、著しい迷惑行為であり、就業環境を害するもの」とされます。では、「著しい迷惑行為」とは何か。東京都の説明によれば、「暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言など不当な行為」ということです。また、ここでいう「不当な行為」とは、「申出の内容又は行為の手段・態様が社会通念上相当であると認められないもの」と説明されています。

ただ、東京都のカスハラ条例は、カスハラの防止措置義務を雇用主の法的義務とはせず、努力義

務と捉えています。もっとも、カスハラは、職場環境、顧客対応能力、業務効率、生産性などに負の影響をもたらします。例えば、従業員が、クレームを含め長時間の拘束を受けることで、顧客対応にかかる時間が増えてしまうことから、業務時間が増加し、クレームの内容と相まって精神的なストレスが増加します。これにより業務パフォーマンスの低下、ひどい場合は不眠や精神疾患などの心身の不調、ひいては退職を招くことにもなります。

雇用主としては、社員をカスハラから守るとの会社の方針を周知し、従業員向けの相談・サポート体制の整備、マニュアルを整備した上で、従業員教育・研修を実施していくことが大切です。

コラム 後継ぎと事業承継 第2回

家族経営の中小企業において、最初に検討されるのは、いわゆる親族内承継だと思います。例えば、現社長が一人で事業を興し、事業が軌道に乗って黒字化し、数十年の時を経て従業員も会社の資産も増えてきたとします。しかし、社長も人間である以上寿命があります。そこで、社長は、その責任感の強さから「将来、会社はどうなるんだろう。従業員の生活を支えていけるのだろうか。」といつも心配になります。とある時点から、その社長は、自分の子どもが家業を継いでくれることを期待するようになるかもしれません。社長の子どもの家業を継ぐ意思があり、その会社に就職（転職）するなどして、仕事を覚えていき、後継者として資質が備わっていると考えられるなら、社長は、その子どもを会社の後継ぎとするため、専門家などに相談して、的確な事業承継計画を立て、それを実行に移せば事業承継は実現するでしょう。

親族内承継は、従業員や会社関係者からの理解を得られますし、後継者としても業務だけでなく比較的時間をかけて企業理念や事業方針を理解することができます。会社の株式の移転についても事業承継税制を上手に活用して贈与税や相続税の支払いを猶予できるかもしれません。もちろん、税金を含めた相続対策についてもきちんと専門家と相談するなどして決めていく必要があります。

もっとも、親族間での対立が起きる場合もありますし、長期借入金などがある場合には個人保証の引継ぎの問題もあります。また、最も重大な課題は、そもそも親族内に事業を引き継ぐべき親族がいるかどうかです。必ずしも親族内承継が容易であるというわけではありません。このことは、家族経営の中小企業の多くの社長の頭を悩ませているのではないかと推察されます。

こうした社長の悩みはかつてより増えているという感覚があります。それは統計上も表れているような気がしています。2024年の帝国データバンクの調査によると、事業承継において血縁関係によらない役員・社員を後継者に登用した「内部昇格」の割合（36.4%）が「同族承継」の割合（32.2%）を上回る見込みです。「同族承継」の割合は、2017年と比較すると9.4%減少しています。少子化が進んできたことも影響しているとの指摘もあります。一般的に親族内承継が現実的に困難になりつつあるのかもしれない。

そうすると、現代の家族経営の社長においても、親族外承継が有力な選択肢となってくるものと思われれます。

今月の名店 ～地域を愛する思いとともに～

「鰻」中村家（さいたま市浦和区高砂 3-2-12）

駅から裁判所に向かう途中に位置する名店が「うなぎの町」であること教えてください。いつものように店から漂う香りに引き寄せられそうになりますが、今日はそのまま身をゆだねて入店。鰻のフワフワの食感に甘さ控えめのタレが芳醇を引き出し、鼻から突き抜けます。実に美味。一日頑張れそうな気がした昼下がりに…「ごちそうさまでした」。



ある日、あなたの自宅に友人から借金10万円の返済を求める訴状が届きました。これは、友人があなたを相手に裁判を起こしたことを意味します。そもそも、10万円のために裁判を起こすことがあるのか疑問に思われるかもしれませんが、十分あり得る話です。10万円という少額であれば簡易裁判所が取り扱う事件ということになります。たしかに、この金額で弁護士を付けて裁判を起こすとなれば費用倒れになりかねず、結局泣き寝入りする方が続出してしまいます。そこで、特に簡易裁判所では弁護士を付けなくても裁判を起こしやすい環境が整えられています。

例えば、①60万円以下の金銭請求であれば少額訴訟という特別ルールに従った裁判制度の利用が可能です。これによれば、裁判手続はかなり簡略化され負担は軽減されます。また、②訴状というと、専門的な知識がないと書けない書類のように思いがちですが、お金の貸し借りなどの典型的なパターンについては書式のフォーマットが用意されており、チェック形式や記載方法の指示に従い、アンケートに記入するような感覚で訴状を作成できることもあります。そして、もっとも大きいのが③簡易裁判所における司法委員の存在です。

どちら？ which? ～最初の一步～

「友達からの借金10万円で裁判を起こされた件」

司法委員は法律家ではありませんが、裁判官の命を受けて、和解などの仲介役をしてくれます。もちろん、あなたに一方的に肩入れしてくれるわけではありませんが、双方の意見を聞いて取りまとめ、進行をサポートしてくれます。このように、たとえ少額であっても自分で裁判ができるような環境整備があるということは知っておくべきでしょう。

そこで、対応の一例としては、もしもあなたが「借りた覚えはない」「一括は無理だ。月々の分割にならないか…」など何か言いたいことがあるのであれば、呼び出された期日に裁判所に出向いてもよいと思います。一番避けたいのは、言い分があるのに「弁護士に相談できない」「法律の話は難しそう」などの理由で出席しないことです。これでは、欠席判決と言って、そのまま友人の言い分どりの判決になる可能性があります。最低でも裁判所からの呼出状に通常同封されている答弁書（あなたの言い分を書く書面）を書いて返送するようにはしたいものです。

もちろん、素早く弁護士に相談できれば安心です。しかし、それが難しいのであればひとまず、自分で対応し、その後の状況によって弁護士に相談するという対応でもよいかもしれません。（次回は、「法律相談したいが知り合いに弁護士がいなかった件」です。）

～ 弁護士に聞いてみた ～

まちかど質問箱

Q 任意後見契約について教えてください。

任意後見契約とは、簡単に言うと、ご自身の判断により、あらかじめ後見人を決める契約ということになります。

将来のご自身の身の回りや財産管理に不安をもたれる場合もあると思います。例えば、認知症が進行するなどにより判断能力が不十分な状況となってしまった場合、老人ホームなどの入所契約を締結することや、ご自身の財産を適切に管理することなどは可能でしょうか。

こうしたことの面倒を見てくれる身近な親族がいるから心配ないと思われる人もいるかもしれません。

しかし、突然の事故や病気などで、ご自身の意思さえ相手に伝えることができない状態になってしまったとしたら果たして、①医療契約（医療同意は除く。）や②高額な入院代の支出、③老人ホームの入所契約や、入所一時金捻出のための④不動産の売却などできるでしょうか。

答えとしては、例え身近な親族がいたとしても、こうしたことは法律上困難を伴います。そこで、あらかじめ、任意後見契約によりどなたかを後見人として指定しておけば、いざというときに裁判所の手続を経てその人に後見人となってもらえます。

後見人であれば、基本的に上記①～④の事務をスムーズに行うことができます。

もちろん、任意後見契約がなくても、成年後見人をつけることは可能です。しかし、法定後見人の選任を裁判所に申立てできる権利を有する人は限定されています。また、誰が後見人になるかは指定できませんし、その人の後見事務のありかたについて事前に打ち合わせすることもできません。

気になる場合は、弁護士などの専門家に相談してみたいかがでしょうか。

編集後記 お目通しいただきありがとうございます。当事務所へのご相談内容も年々多様化してきており、ご期待に応えるべく今後も精進してまいります。本年もどうぞよろしくお願いたします。